

少額随意契約の上限額の引上げについて

1 概 要

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令に定める少額随意契約の基準額が引き上げられることとなったため、本市においても、北九州市契約規則で定める随意契約ができる場合の予定価格の上限額を地方自治法施行令に定める基準額と同額に引き上げます。

2 内 容

少額随意契約ができる場合の予定価格の上限額を次のとおり引き上げます。

| 契約の種類           | 改正前   | 改正後   |
|-----------------|-------|-------|
| (1)工事又は製造の請負    | 250万円 | 400万円 |
| (2)財産の買入れ       | 160万円 | 300万円 |
| (3)物件の借入れ       | 80万円  | 150万円 |
| (4)財産の売払い       | 50万円  | 100万円 |
| (5)物件の貸付け       | 30万円  | 50万円  |
| (6)前各号に掲げる以外のもの | 100万円 | 200万円 |

上記改正による例として、日常的に発生する道路や公園等の小規模修繕で活用している軽微な工事（いわゆる伝票工事）の上限額を次のとおり引き上げることとします。

- ・ 建設工事            2 5 0 万円（改正前）    ⇒   4 0 0 万円（改正後）
- ・ 工事に係る委託    1 0 0 万円（改正前）    ⇒   2 0 0 万円（改正後）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

（問合せ先）  
北九州市技術監理局    契約制度課  
電話：0 9 3－5 8 2－2 5 4 5